令和８年４月１日開所小規模保育事業

公募要項

令和７年５月

座間市

本市では、待機児童解消のため、「小規模保育事業Ａ型」の設置及び運営を希望する法人を募集する。

１　応募条件等

⑴　応募資格

ア　法人格を有する者

イ　令和７年度中に定員１０名以上の小規模保育施設を整備し、令和８年４月１日に開所できること。

ウ　認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業（居宅訪問は除く。）又は認可外保育施設の運営実績が３年以上あること。

エ　「座間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」第３条第１号から第３号までに定める連携施設を自ら確保し、提案できること。

オ　当該施設を設置し、運営するに当たって必要な資金力があること。

⑵　整備条件

　ア　建物の所在地は本市が定めた重要地域である「相模が丘」、「相武台」、「南栗原」若しくは「広野台」又はその他の地域である「新田宿」、「入谷東」、「入谷西」、「ひばりが丘」、「座間」、「東原」、「さがみ野」若しくは「緑ケ丘」のいずれかであること。

イ　令和８年３月２日（月）までに、本市による完了検査を実施できる整備計画であること。

ウ　建築基準法等の関係法令を遵守し、建築すること。既存建物を改修する場合は、建築時の法令遵守を確認すること。

エ　既存建物の場合は、建築確認検査済証が確認できること。

オ　建築物の耐震性が認められること。

カ　２方向避難が確保されていること。

キ　屋外遊技場が整備できない場合は、園児の徒歩で１０分以内の範囲に近隣公園があり、かつ安全性が確保できる経路があること。

ク　「座間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に適合するものであること。

⑶　補助金

　国庫補助（保育対策総合支援事業費補助金：小規模保育改修費等）

※補助上限額については、４１，３１９千円とする。国及び市の補助率は４分の３、法人の負担割合は４分の１とする。

※詳細は、「保育対策総合支援事業費補助金補助要綱」を確認すること。

２　応募方法

　⑴　提出書類

　　ア　事業計画書（様式１）

　　イ　誓約書（様式２）

　　　ウ　施設概要書（任意様式）

　　　　（ア）　案内図（屋外遊技場又は近隣公園等の位置が分かるもの。）。

（イ）　平面図（事前相談までに用意できない場合は、不動産情報等でも可。）。

（ウ）　既存建物の場合は、建築確認検査済証の写し（提示できない場合は、要相談。）。

エ　開所までのスケジュール（任意様式）

　　各種手続、開所に必要な申請、工事工程及び引渡しまでが分かるもの。

オ　収支予算書（任意様式）

　　当該施設整備における概算予算書。

　カ　法人決算報告書（任意書式）

　　　過去３年分の資料を提出すること。

　キ　法人預金残高証明書。

　ク　履歴事項全部証明書（３か月以内に発行されたもの。）

　ケ　定款

　コ　監査結果通知書（監査実績がない場合は、本項の提出は不要とする。）。

⑵　提出方法

提出期限：令和７年７月１１日（金）午後５時まで

提出場所：保育・幼稚園課窓口に持参又は郵送（締切日必着）すること。

なお、持参する場合は、担当部署に提出日時を事前に連絡すること。

提出の受付は、土、日、祝日を除く平日午前９時～正午及び午後１時～午後５時とする。

留意事項：提出部数は、正本１部、副本７部とする（副本は、複写したものでも可）。

提案者名等は、正本のみに記載するものとし、副本には提案者名、代表者名、所在地、ロゴマーク等提案者を特定できる表示を記載しないこと。全てＡ４サイズ（縮小すると判読困難なものについては、折り込み可）とし、フラットファイル等を用いてインデックスを付けること。

※提出した資料の変更は認めない。ただし、本市が必要と認めたときには、追加、補正資料の提出や内容の再説明等を求める場合がある。

⑶　公募要項等に関する質問

公募要項の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

受付期限：令和７年６月２０日（金）正午まで

受付方法：「公募要項に関する質問書（様式３）」に記入の上、ＦＡＸ又はＥメールで提出すること。回答については、取りまとめの上、６月２５日（水）までに本市ホームページで公表する（質問者の法人名等は公表しない。）。

※電話や窓口（説明会含む。）での口頭による質問は、受け付けない。

※質問に対する回答についても、公募要項の一部として取り扱う。

３　法人の選定

　⑴　選定方法

法人の選定に当たっては、新設保育所等選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。

審査内容及び審査基準等の詳細については、別添「令和８年４月１日開所小規模保育事業審査基準書」を参照すること。

⑵　法人の決定

審査の結果、最優秀法人を選定するが、本市又は委員会は、必要に応じて附帯条件を付すことができる。

委員会における選定結果を踏まえ、本市は優先交渉権者を決定し、優先交渉権者と協議の上、認可に向けて協議をする。審査の結果は、文書で全応募者に通知するとともに、速やかに本市ホームページで公表する。

なお、委員会において、適した法人がいないとの答申があった場合には、法人を決定しないものとする。

４　提案資格の喪失

応募後に、次のいずれかに該当したときは、本公募に対する応募を無効とし、既に提出された書類も無効とする。

⑴　「１　応募条件」に定める要件を満たさなくなったとき。

⑵　本市に提出した書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

⑶　本公募の公平性に影響を与える行為があったとき。

５　その他

⑴　本公募及び開設に係る費用は、法人の負担とする。提案資格を喪失した場合も同様。

⑵　応募書類提出後の追加及び修正は認めない。

⑶　本市に提出された書類は返却しない。提案資格を喪失した場合も同様。

⑷　法人が本公募のために本市から受領した資料は、本市の許可なく公表及び使用することはできない。

⑸　本市は、提出された書類について、座間市情報公開条例(平成１６年座間市条例第１７号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。

⑹　本市は、提出された書類について、提出した法人に無断で本公募の目的以外に使用しない。

⑺　公募への応募資格の確認の結果、資格を有すると認められる者がいない場合は、本公募を中止する。

⑻　本公募要項に定めることのほか、本公募の実施に当たり必要な事項が生じた場合には、応募した法人に通知する。

６　担当部署

座間市こども未来部　保育・幼稚園課施設整備係

〒252-8566　神奈川県座間市緑ケ丘一丁目１番１号

電　話　　046-259-9065（直通）

ＦＡＸ　　046-255-5080

E-mail　　hoiku＠city.zama.kanagawa.jp

各種手続きに関する問合せは、土、日、祝日を除く平日午前９時～正午及び午後１時～午後５時とする。